高等学校活性化推進事業費補助金交付要領

第１　趣旨

この要領は、高等学校活性化推進事業費補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、高等学校活性化推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　補助対象者と学校

補助対象者と学校の対応は、以下のとおりとする。

中山間地域等の小規模校	地元市町村
室戸高等学校	室戸市
城山高等学校	香南市
嶺北高等学校	本山町、土佐町、大川村　※
高知追手前高等学校吾北分校	いの町
高岡高等学校	土佐市
佐川高等学校	佐川町、越知町、仁淀川町、日高村　※
窪川高等学校	四万十町
檮原高等学校	梼原町、津野町　※
四万十高等学校	四万十町
大方高等学校	黒潮町
中村高等学校西土佐分校	四万十市
宿毛高等学校	宿毛市
清水高等学校	土佐清水市

※（注）１校あたりの補助限度額があるため、複数市町村が対象の場合は、市町村間で調整をした上で、市町村単位で申請すること。

第３　補助対象期間

補助対象とする事業期間は、単年度とする。

第４　事業計画について

事業計画書は学校ごとに作成すること。目標値や KPI は、地域コンソーシアムで策定したアクションプランに基づき記載すること。そのため、入学者数や目標値等については、第２に定める地元市町村が複数ある場合、そのすべての市町村の地元中学校の合計数に基づき記載すること。

事業計画書に記載する内容は、以下のとおりとする。

１　事業目的

当該事業の実施により、生徒数確保にどのように資するのか。また、アクションプランのどの取組の推進に資するのか。

２　事業内容

アクションプランの推進に資するものとなっているか。目指す姿、KPI などを記載する。

例）　令和６年　学校見学者〇名　→　令和７年　〇名

３　事業の位置付け

以下の（１）から（４）の中から最も主眼を置いているものを１つ記載する。

（１）全国から生徒を受け入れる取り組み

（２）地元中学校に対する広報活動や中高連携

（３）地域の資源等を生かした特色ある活動

（４）その他

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。